社説

痴漢無罪判決
二重の悲劇を防ぎたい

電車内の痴漢事件では、物証などが得られにくく、被害者の供述が唯一の証拠である場合が多い。被害者の思い込みにより犯人とされると反論が難しく、慎重な司法判断が求められる。

おとといの最高裁判決はこのように述べて、強制わいせつの罪により一、二審で有罪判決を受けた防衛医大教授の男性に、逆転無罪を言い渡した。

63歳の男性は3年前の朝、東京の私鉄の満員電車に乗っていて、痴漢の疑いで逮捕された。車内で17歳の女子高生の下着の中に手を入れ、体を触ったというのが起訴事実だった。

男性は当初から無罪を主張した。物証や目撃証人はなく、女生徒の供述が信用できるかが争点となった。

最高裁小法廷の5裁判官の意見は二つに割れた。多数意見の3人は、女生徒の供述には疑いが残ると判断した。根拠として、女生徒が積極的に被害を避けなかったこと、それなのに男性を駅長に突き出した行為は必ずしもそぐわないこと、被害のあと途中の駅でいったんホームに出ながら、再び男性のそばに乗車するという不自然な行動をとったことを指摘した。

有罪の立証は検察の責任であり、その立証に合理的な疑いがあるなら無罪としなければならない。この刑事裁判の原則を踏まえ、最高裁は痴漢事件の特質から、いっそう慎重な姿勢を示したといえる。痴漢事件では下級審でも無罪判決が目立つが、さらに裁判や捜査に大きな影響を与えるだろう。

ただ、反対意見を述べた裁判官は、女生徒が反撃に出たのは我慢の限界に達したからで、同じ車両に再び乗ったのも、ほかの乗客に押し込まれたからであり、女生徒の供述は信用できると判断した。

被害者の供述しかない裁判では、判定がいかに難しいかを改めて思い知らされる。警察には、初めの捜査の段階で、物証や目撃者の確保にこれまで以上に努めてほしい。

しかし、それでも、痴漢事件の捜査には、人違いによる冤罪の危険がつきまとう。また今回の無罪判決により、相手が不起訴や無罪になったりするのなら、と被害者が訴えること自体を尻込みするのも心配だ。

そうである以上、大事なことは痴漢被害を未然に防ぐ手だてを、いかに社会全体でとっていくかだ。

電車での痴漢被害は、都内で届けられただけで年に2千件前後ある。首都圏では17の鉄道会社が44路線で女性専用車両を設けているが、ふつうは1列車に1両だけだ。もっと増やすことを考えてほしい。

痴漢行為は卑劣な犯罪だ。被害を受けた女性に大きな傷を残すだけではない。冤罪によって人生が狂ってしまう新たな被害者を生むかもしれない。この二重の悲劇を防ぎたい。

〈2009・4・16〉

消費者庁
新

消費者行政の司令塔となる「消費者庁」が年内にも発足することになった。与野党の修正協議がまとまり、今国会で関連法が成立する見通しだ。

欠陥商品や詐欺まがいの商法、いい加減な表示など、消費生活にかかわる問題は、担当する役所がいくつにもわたり、縦割り行政の弊害をもろにかぶってきた。それを串刺しにし、消費者の安全や安心にかかわることを一元的に進める態勢をとる。

効用はそれだけにとどまらない。産業の保護育成に重心を置いてきた霞が関の伝統を、生活者重視へと揺り動かす。そんな深い意義が込められた行政改革でもある。

内閣府の外局となる消費者庁は、表示や取引、安全にかかわる法律を受け持つほか、適当な法律がない「すきま事案」にも対応する。業者に勧告、命令を下し、他の役所に措置をとるよう求めることもできる。自治体の消費生

活センタ
充される
だが、
めには多
消費者
集め、分
ンターに
や消防、
らだ。事
上げるか
めぐって
る時のル
被害者
か。日弁
費者団体
請求訴訟
いる。検
消費者
トする。
門にいた
つつ、出
ねせずに

命を守る
医師足りぬ地方　招かれる即戦力

在日華人　第3部　白衣群像　（中）

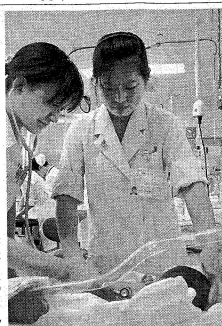

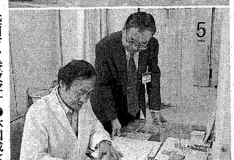

上 指導医（左）とともに新生児の退院前診察をする劉川さん＝盛岡市、香取写す　下 林国城さん（左）と、スカウトした高中洋・事務部長（当時）＝3月、千葉県茂原市、五十川写す

岩手医大（盛岡市）の産婦人科。劉川（リウチョワン）医師(35)が、生後6日、体重3160グラムの男児の足の裏をなでる。男の子はくすぐったそうにして足の指を開いた。新生児の反射に異常がないことを確かめた劉さんは、「きょうから、おうちに帰れるよ」と日本語で言って、退院の手続きを取った。

劉さんは中国・瀋陽市の中国医科大で13年の臨床経験を持つ産婦人科医だ。岩手県と岩手医大の要請で、昨年9月に来日した。

中国にもうすぐ小学生になる息子がいるが、「最新設備がある日本に行くのは勉強のチャンス」と1年間の単身赴任を決意した。

岩手県は1平方キロあたりの医師数が北海道に次いで少なく、医師不足が深刻だ。苦肉の策として考え出したのが国の臨床修練制度を使った中国人医師の受け入れだった。

日本の医師免許がなければ医療行為をできないが、一定の語学力と臨床経験のある外国人医師は、最長2年間、指導医のもとで処方箋（せん）の交付以外の医療行為ができる。05年、交流のある中国医科大から産婦人科医2人と小児科医1人を派遣してもらう協定を結んだ。劉さんは2人目だ。

指導医のもとでメスを握ることもある。帝王切開や腫瘍（しゅよう）摘出手術も20件ほど行った。指導医の西郡秀和さん(40)は「経験も長く即戦力だ。やれることに制限があるが、実際は我々と同等かそれ以上の技術を持っている」と評価する。劉さんが主に病棟を受け持つことで、日本人医師が外来患者をより多く診ることが可能になったという。

とはいえ、臨床修練制度はまだ広がっているとはいえない。制度が知られていないうえ、十分に日本語能力がある外国人医師も少ない。指導医にも語学力が要求されるほか、受け入れ病院は、医療事故時の賠償のための保険に加入が求められるなど手続きのハードルも多い。

厚生労働省医事課は「医師確保を目的にするのは、（外国の医師に教えるという）臨床修練制度の趣旨に反する」と原則を強調するが、「地域の事情があり、すぐに禁止するものではない」と柔軟な考えも示す。

後に続こうとするのが新潟県だ。09年度に240万円の予算を組んだ。羽入利昭・県医務薬事課長は「すでに技術を持っている外国人医師は即効性がある。日本に留学経験のある中国人医師は有力な選択肢の一つだ」と話す。

中国人医師には企業も注目している。医師の人材紹介会社「リンクスタッフ」は06年、臨床修練制度を使った中国人医師の派遣業を始めた。現在、160人が登録する。消化器の外科医1人が福島県の病院で働き、4人が厚労省の許可を待つ。杉多保昭社長は「地方を中心に約20の医療機関から問い合わせがある」と話す。

ハードル高い日本の免許

外国人医師を招く際、頼りになるのは日本への留学経験者だ。

千葉県茂原市の公立長生病院では05年春、常勤医師2人が辞め、産婦人科が休診に追い込まれた。後継者探しは難航し、医療関係の人材情報会社を通じてようやく見つけたのが台湾出身の林国城（リンクオチョン）医師(60)。06年7月に産婦人科の主任部長に就任した。

林さんはかつて関西の大学に留学し、日本の医師免許を得た。体外受精を研究して、台湾に戻り、1700床を持つ病院で産婦人科の部長を務めていた。3380例の出産に立ち会っている。

長い間住んだ日本の環境や人情味が気に入っていた。長女が鹿児島大医学部で学んでいたこともあり、日本行きの機会を探していた。

産婦人科医は林さん1人のため、診療は婦人科のみで産科はなお休診中。だが、来日当時は1日3人ほどだった外来患者が約20人に増えている。

「私は外国人だが、患者さんたちが医師として尊敬してくれる。長くいてほしいという方もいる。やりがいがあります」。永住権をとりたいと思っている。

日本国内には、中国の医師免許をもつ人が大勢いる。だが日本の免許がないと、医療行為はできない。日本の免許をとるには、多くの場合、合格率約1割の予備試験に通り、1年以上の実地研修をした上で国家試験に合格しなければならない。

上海第二医科大の胸部外科医だった銭勇（チエンヨン）さん(46)は94年、島根県の病院で1年間研修した。東京女子医大でも臨床研究を行い、博士号を取った。肺がんだけで200例以上の手術をした。

だが、日本の国家試験を受けるのはあきらめ、日本の製薬会社に就職した。「子どもも生まれたばかりで、生活に余裕がなかった。もったいないと思ったが、仕方がない」

銭さんは、中国人医師が日本で働けないかと、07年にNPO法人「在日中国人医師協会」を設立した。会員は約90人。東京マラソンの医療ボランティアや元残留孤児の医療通訳などをしてきた。「本当は医師になりたいけど、仕方なく違うことをしている人は多い。自分たちの能力を生かしたい」と語る。外国人医師活用の広がりに期待する。

（香取啓介、五十川倫義）

住まい
追い出し被
国の安

家賃滞納者に強引な手
めぐり、被害を受けた借
償を求めて東京で15日に
を起こす。仕事と同時
（住まいの貧困）」が広
確立が急務となっている

原告は東京、大阪、兵
宮崎の元派遣社員やアル
ト、パートら。自宅を閉
された後、ネットカフェ
に逃げ込んだ人もいる。
は、「派遣切り」などで
者が増えた昨秋以降に集
る。

国土交通省は2月、家
証会社を対象に、業務適
に向けた指針をつくった
かし、最近は不動産管理
による追い出し行為も
し、担当者は「対策が追
かないのが実情」と漏ら
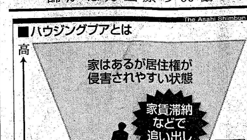
ハウジングプア＝図参
の概念を提唱するNPO
自立生活サポートセンタ